

○公職選挙法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 ○公職選挙法施行規則（昭和二十五年四月二十日総理府令第十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二十八号様式の六 その一 (略) 備考 1～3 (略) 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円 (2) (1) 以外の場合 <u>15,800円</u> 5～7 (略)</p> <p>第二十八号様式の七 (略) 備考 1～3 (略) 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 枚数 (略) (2) 限度額 イ 確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 <u>7円71銭</u> (単価) × 当該作成枚数 = 限度額</p>	<p>第二十八号様式の六 その一 (略) 備考 1～3 (略) 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円 (2) (1) 以外の場合 <u>15,300円</u> 5～7 (略)</p> <p>第二十八号様式の七 (略) 備考 1～3 (略) 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 枚数 (略) (2) 限度額 イ 確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 <u>7円50銭</u> (単価) × 当該作成枚数 = 限度額</p>

ロ 確認された作成枚数が35,000枚を超える場合

$$\frac{269,850\text{円} + 6\text{円}66\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 35,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}$$

・・・ 1 銭未満の端数は切上げ
 単価 × 当該作成枚数 = 限度額

第二十八号様式の八

(略)

備考

1 ～ 3 (略)

4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

(略)

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

$$\frac{7\text{円}51\text{銭} (\text{単価}) \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}}$$

ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{375,500\text{円} + 5\text{円}02\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}$$

・・・ 1 銭未満の端数は切上げ
 単価 × 当該作成枚数 = 限度額

第二十八号様式の九

その一

(略)

備考

1 ～ 3 (略)

ロ 確認された作成枚数が35,000枚を超える場合

$$\frac{262,500\text{円} + 6\text{円}48\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 35,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}$$

・・・ 1 銭未満の端数は切上げ
 単価 × 当該作成枚数 = 限度額

第二十八号様式の八

(略)

備考

1 ～ 3 (略)

4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

(略)

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

$$\frac{7\text{円}30\text{銭} (\text{単価}) \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}}$$

ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{365,000\text{円} + 4\text{円}88\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}$$

・・・ 1 銭未満の端数は切上げ
 単価 × 当該作成枚数 = 限度額

第二十八号様式の九

その一

(略)

備考

1 ～ 3 (略)

<p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 数 設置することができる選挙事務所の数×3</p> <p>(2) 限度額 <u>54,914円</u>×確認された作成数</p>	<p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 数 設置することができる選挙事務所の数×3</p> <p>(2) 限度額 <u>53,388円</u>×確認された作成数</p>
<p>その二 (略)</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 数 4 (参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては8)</p> <p>(2) 限度額 <u>51,992円</u>×確認された作成数</p>	<p>その二 (略)</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 数 4 (参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては8)</p> <p>(2) 限度額 <u>50,548円</u>×確認された作成数</p>
<p>その三 (略)</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 数 5 (参議院合同選挙区選挙にあつては10)</p> <p>(2) 限度額 <u>39,725円</u>×確認された作成数</p>	<p>その三 (略)</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 数 5 (参議院合同選挙区選挙にあつては10)</p> <p>(2) 限度額 <u>38,621円</u>×確認された作成数</p>

第二十八号選挙の十

(略)

備考

1～3 (略)

4 (1) 枚数

(略)

(2) 限度額

イ 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

(イ)当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{310,500\text{円} + 525\text{円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

ポスター掲示場数

・・・1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

(ロ)当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{310,500\text{円} + 262,530\text{円} + 27\text{円} \times \text{ポスター掲示場数} - 500}{\text{ポスター掲示場数}}$$

ポスター掲示場数

＝単価・・・1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 参議院比例代表選出議員の選挙 36円 (単価) × 確認され

た作成枚数＝限度額

5 (略)

第二十八号選挙の十一

その一

別紙その2

(1) 自動車の借入れ

第二十八号選挙の十

(略)

備考

1～3 (略)

4 (1) 枚数

(略)

(2) 限度額

イ 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

(イ)当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

ポスター掲示場数

・・・1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

(ロ)当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{301,875\text{円} + 255,240\text{円} + 26\text{円} \times \text{ポスター掲示場数} - 500}{\text{ポスター掲示場数}}$$

ポスター掲示場数

＝単価・・・1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 参議院比例代表選出議員の選挙 35円 (単価) × 確認され

た作成枚数＝限度額

5 (略)

第二十八号選挙の十一

その一

別紙その2

(1) 自動車の借入れ

(略)	(略)	基準限度額 (口)	(略)	(略)
(略)	(略)	円 台 = 円	(略)	(略)
		<u>15,800</u> × () =		

(略)	(略)	円 台 = 円	(略)	(略)
(略)	(略)	<u>15,800</u> × () =	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

その二
(別紙)

備考

1 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚以下の場合

7円71銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚を超える場合
269,850円 + 6円66銭 × (当該作成枚数 - 35,000)

当該作成枚数

・・・1銭未満の端数は切上げ

2～4 (略)

その三

(別紙)

1 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

7円51銭

(略)	(略)	基準限度額 (口)	(略)	(略)
(略)	(略)	円 台 = 円	(略)	(略)
		<u>15,300</u> × () =		

(略)	(略)	円 台 = 円	(略)	(略)
(略)	(略)	<u>15,300</u> × () =	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

その二
(別紙)

備考

1 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚以下の場合

7円50銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚を超える場合
262,500円 + 6円48銭 × (当該作成枚数 - 35,000)

当該作成枚数

・・・1銭未満の端数は切上げ

2～4 (略)

その三

(別紙)

1 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

7円30銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
375,500円 + 5円02銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

当該作成枚数

・・・1銭未満の端数は切上げ

2～4 (略)

その四
 (略)
 (別紙)

(略)	基準限度額			(略)	(略)
	単価 (D)	数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)		
	円		円		
	<u>54,914</u>				

その五
 (略)
 (別紙)

(略)	基準限度額			(略)	(略)
	単価 (D)	数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)		
	円		円		
	<u>51,992</u>				

その六
 (略)
 (別紙)

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
365,000 + 4円88銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

当該作成枚数

・・・1銭未満の端数は切上げ

2～4 (略)

その四
 (略)
 (別紙)

(略)	基準限度額			(略)	(略)
	単価 (D)	数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)		
	円		円		
	<u>53,388</u>				

その五
 (略)
 (別紙)

(略)	基準限度額			(略)	(略)
	単価 (D)	数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)		
	円		円		
	<u>50,548</u>				

その六
 (略)
 (別紙)

(略)	基準限度額		(略)	(略)
	単価 (D)	数 (E)		
	円		円	
	<u>39,725</u>			

その七
(別紙)

備考

1 (略)

2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

310,500円 + 525円06銭 × ポスター掲示場数

ポスター掲示場数

・・・1円未満の端数は切上げ

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

310,500円 + 262,530円 + 27円50銭 × (ポスター掲示場数 - 500)

ポスター掲示場数

・・・1円未満の端数は切上げ

(2) 参議院比例代表選出議員の選挙 36円

3～5 (略)

(略)	基準限度額		(略)	(略)
	単価 (D)	数 (E)		
	円		円	
	<u>38,621</u>			

その七
(別紙)

備考

1 (略)

2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

301,875円 + 510円48銭 × ポスター掲示場数

ポスター掲示場数

・・・1円未満の端数は切上げ

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

301,875円 + 255,240円 + 26円73銭 × (ポスター掲示場数 - 500)

ポスター掲示場数

・・・1円未満の端数は切上げ

(2) 参議院比例代表選出議員の選挙 35円

3～5 (略)